

35. (Gno.88) 紛争解決における「テクノロジーと法」に関する研究

代表：小林 学

2021 年度（開始）

【研究の目的】

市場においても、行政府や司法 においても、IT 化が急速に進行しつつある。この研究会の目的は、紛争解決場面における「テクノロジーと法」に関わる論点について、比較法的な視点から、考察を行うことにある。

【研究活動及び成果】

総括

テクノロジーの革新による紛争解決手続への影響は、民事訴訟や裁判外紛争解決にとどまらず、民事執行、民事保全、倒産、家事事件などにも及ぶとともに、アフリカ諸国などへ普及など国際的な広がりも著しい。こうした目まぐるしい変化から目を離すことなく、伝統的な法原理や法原則を踏まえた考察を展開するために、情報収集とその分析につとめ、共同研究グループとしての成果につなげてゆくための前提作業を継続した。